

島根県内部統制評価報告書

【評価対象期間：令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）】

【目次】

1. 内部統制の整備及び運用に関する事項	1
(1) 島根県における内部統制の基本的枠組み	
(2) 内部統制を推進する取組	
① 内部統制制度実施マニュアルを作成・配布	
② 自己点検の実施	
2. 評価手続	2
(1) 評価対象期間及び評価基準日	
(2) 評価方法	
① 全庁的な内部統制の評価	
② 業務レベルの内部統制の評価	
③ 重大な不備の検討	
④ 有効性の判断	
3. 評価結果	3
(1) 全庁的な内部統制の評価	
(2) 業務レベルの内部統制の評価	
① 整備上の不備について	
② 運用上の不備について	
(3) 重大な不備の検討	
(4) 有効性の判断	
4. 不備の是正に関する事項	4

【添付資料】

1. 島根県内部統制基本方針（令和2年3月17日策定）	5
-----------------------------------	---

島根県知事は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する評価報告書を次のとおり作成しました。

1. 内部統制の整備及び運用に関する事項

島根県知事は、島根県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、島根県においては、地方自治法第 150 条第 1 項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「島根県内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 17 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

(1) 島根県における内部統制の基本的枠組み

- 対象部局
知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会、警察本部、各委員会
- 対象事務
財務に関する事務
- 全庁的な体制の整備
知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とする「内部統制推進本部」を設置
- 業務レベルのリスク対応策の整備
過去の監査からの指摘事項等を踏まえ、業務上のリスクを抽出し、分析・評価を行ったうえで、対応策を検討・整備（リスク評価シートの作成など）

(2) 内部統制を推進する取組

- ① 内部統制制度実施マニュアルを作成・配布
内部統制の目的、リスク評価シートの作成・更新や自己点検に係る手順を示した実施マニュアルを作成
各所属における日常の業務の遂行において、リスクの把握・評価・対応、モニタリング及び改善からなる PDCA サイクルによる事務の適正な執行を確保
- ② 自己点検の実施
各所属で、リスク評価シートに掲げるリスクについて自己点検を実施した結果、221 所属のうち、128 所属で内部統制の不備が把握されました。自己点検により発見された不備の件数は、以下のとおりです。

◇ 全庁的に発生する可能性があるリスク

	件数	主な不備の内容
整備上の不備	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書記載事項におけるチェック項目の不備 ・ 担当者以外の者による業務確認体制の不備
運用上の不備	211	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為処理期限の超過 ・ 出納機関に対する事前協議の未実施 ・ 諸帳簿の記載、決裁及び様式の不備 ・ 履行検査の時期、様式等の不備 ・ 領収した現金の金融機関への払込み期限の超過 ・ 納期限を3ヶ月以上超過しての収入 ・ 旅費の不適切な精算手続き ・ 物品の処分手続きの不備 ・ 契約書の記載内容の不備

合計 217

◇ 個別業務に限定されるリスク

	件数	主な不備の内容
整備上の不備	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク対応策の未整備 ・ 収入に係るマニュアル・チェック体制の不備
運用上の不備	94	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い遅延など不適切な支払い時期 ・ 給与の誤支給 ・ 領収書の未発行、記載漏れなどの不備 ・ 収入額の算定の誤り ・ 収入調定の1ヶ月以上の遅れ ・ 対象外経費への支給など補助金事務における不備

合計 102

※全庁的に発生する可能性のあるリスク 32 項目、個別業務に限定されるリスク 32 項目の計 64 項目について、整備状況及び運用状況それぞれの不備の内容を点検した結果を計上したもの

※整備上の不備：内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の不備

※運用上の不備：整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた等の不備

2. 評価手続

(1) 評価対象期間及び評価基準日

- 評価対象期間 令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）
- 評価基準日 令和4年3月31日

(2) 評価方法

ガイドラインに従い、下記のとおり、内部統制の対象事務である財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

① 全庁的な内部統制の評価

ガイドラインに掲げられた全庁的な評価項目（28 項目）について、それぞれ内部統制が有効に整備及び運用されているか等の確認を行い、評価を実施

② 業務レベルの内部統制の評価

各所属による自己点検の結果（1. (2)②参照）を基に、当該不備の状況や改善策などの所属への聞き取り調査及び出納局との協議などを行い、評価を実施

③ 重大な不備の検討

内部統制の重大な不備とは、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対して大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは生じたものをいい、①及び②により把握した内容を基に、発生した不備が重大な不備に該当するかを検討

④ 有効性の判断

評価基準日において、整備上の重大な不備が存在する場合又は評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合、有効に整備又は運用されていないと判断

3. 評価結果

(1) 全庁的な内部統制の評価

2. (2) ①による評価を実施した結果、不備は把握されませんでした。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

2. (2) ②による評価を実施した結果は、以下のとおりです。

① 整備上の不備について

整備上の不備は合計 14 件ありました。

なお、いずれの不備についても、該当所属において、不備の認識後、対応策を整備され、評価基準日において、不備が是正されていることを確認しています。

② 運用上の不備について

運用上の不備は合計 305 件ありました。

なお、いずれの不備についても、該当所属において、不備の発生後、改善策を定め、適切な運用に努めていることを確認しています。

(3) 重大な不備の検討

これらの不備について、個々の対応状況をもとに事案の影響度や重要度を勘案して検討した結果、重大な不備に該当する不備はありませんでした。

(4) 有効性の判断

以上により、島根県における財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4. 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和4年8月1日
島根県知事 丸山 達也

島根県内部統制基本方針

1 内部統制の目的

地方自治法で義務付けられた内部統制体制を構築するため、限られた人員体制で、適正な業務執行を担保しつつ、効率的かつ効果的に業務を執行していくための体制を整備し、次の取組を推進します。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務継続性の確保や、法令等の遵守を目的とした既存の取組を基本とし、組織としてのチェック体制を新たに制度化することで、適正な業務執行を組織的に担保していきます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算や決算等による財務報告の信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保管及び管理を進めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範の遵守を徹底し、法令等に適合しない職務の執行があった場合は、原因を調査し、再発防止に努めます。

(4) 資産の保全

県が保有する財産や行政情報は県民と共有する資産であり、有効な利活用と適正な手続きによる取得、使用及び処分等により、その保全に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は財務に関する事務とします。

3 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能するよう、次のとおり取り組みます。

(1) 内部統制推進本部の設置

知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とする「内部統制推進本部」を設置し、知事の下で全庁的に取組を進めます。

(2) 内部統制の整備及び運用の実務的な責任者

副知事を実務的な責任者とし、内部統制の整備及び運用を行います。

(3) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、県民に公表します。

(4) 監査委員との連携

監査委員と、内部統制に関する情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

4 内部統制基本方針の位置付け

この基本方針は、地方自治法第150条第1項に規定する方針です。

5 内部統制に関する方針の見直し

内部統制体制の整備状況及び運用状況、評価報告書や監査委員からの意見等を踏まえ、必要に応じて柔軟に内部統制に関する方針の見直しを行います。

令和2年3月17日

島根県知事 丸山 達也